

### NAO Letter

## N A O 税理士法

編集発行人 代 表 社 員 髙 井 直 樹

₹500-8335 岐阜市三歳町4-2-10 TEL 058 (253) 5411代 FAX 058 (253) 6957

モクレン

#### (弥生) MARCH 3月 (弥生) 「秋江八〇江 20日・春分の日

日	•	9	23
月	•	10	24
火	0	11	25
水	•	12	26
木	•	13	27
金	0	14	28
土	1	15	29
日	2	16	30
月	3	17	31
火	4	18	٠
水	5	19	•
木	6	20	۰
金	7	21	۰
±	8	22	

#### 3月の税務と労務

国 税/令和6年分所得税の確定申 国 税/1月決算法人の確定申告 2月16日~3月17日

3月17日

国 税/贈与税の申告

2月1日~3月17日

国 税/2月分源泉所得税の納付

国 税/個人事業者の令和6年分消 費税等の確定申告 3月31日 (法人税・消費税等) 3月31日

国 税/個人の青色申告の承認申請 国 税/7月決算法人の中間申告

3月31日

国 税/4月、7月、10月決算法人の消 費税等の中間申告

(年3回の場合) 3月31日

3月10日 地方税/個人の都道府県民税、市区 町村民税、事業税(事業所 税)の申告 3月17日

#### ワンポイント 収受日付印の押なつ廃止-

国税庁は今年1月から、書面で提出された申告書等の控えへの、 収受日付印の押なつを行わないこととしました。控えの収受日付 印以外で、申告書等の提出事実や提出年月日を確認する方法とし ては、申告書等情報取得サービスや納税証明書の交付請求などに より確認することができます。

## 若者を採用すると

## 注意点



#### 労労 働働 条契件約 明締 示結

# の

各種ルール まで ん (例 た後、最初の3月31日が終わる下、「年少者」)や満15歳に達し、満18歳に満たない年少者(以 とが重要です。 雇入れの際は年齢確認をするこ (例外もあります)。 の児童(以 雇 **唯用することがで安です。児童は、** ルが設けられており、、労働基準法等により 下、一 児童」) できま 原則と に せ

b けておかなければならな 証 年 未成年者(令和4年) 齢証明書(住民票記載事項の年少者を使用する場合には、 明書など)を事業場に備え付  $\epsilon \sqrt{}$ 

結の年わ成 場合も、成年が労働に、事 付る際 ŋ との間で契約を結ばなければする際と同様に、事業主と本場合も、成年が労働契約を締齢になりました)の労働契約 年 年齢は20歳から18 未成年者は年少者と同じ 年 4 歳 月 吸へと変 より、

する学生を受け入入学後などにアルジ

などにアルバイト

み

中 -や高

校

- を希望

年者を対象とした法令への

れる際には、

れます。

な労務管理を行うことが

求

関連法規を遵守し、

適切り め 6

、は労働基準法をはじめ、生や若者を採用する際

企

ん。 わって な 5 ず、 親 することは 権 P 後 見 できま 人 が

対応

や、

0)

立

に

b

配

慮

をする必

要が

あり ٤

´ます。 両

るときの

意点を解説

します。

今 一回は、

学生

・若者を採

用

す

(2) 労働条件ができます。 不利であ. 一庁は、 なお、 労働契約を解 ると認める場 権 契 分が後 未 見 合に すること 成人 年 • おおいる

から、 とめた指針において、次のこと 事業主などが講ずべき措置をま 基づき若者を募集・ する法律」(若者雇用促進 が定められています。 青 労働条件の 少年 労働条件の明示方法など の雇用の促進 採用等する 募集段階 進法) 等に関 の遵守 等に

・ 青少年が適切に職業選択に気をつけていきましょう。 行 すること。 明示などに関する事 きるように、 1, ように、労働条件などの、安定的に働くことがで少年が適切に職業選択を ず項を遵 守

うな表 内 年 に保 2少年に誤解を生じさせるよ の募集に関する情広告等により提供 明示する従事すべき業 日報を正さ 示としないこと。 つこと。 虚偽または誇大な従事すべき業務の 確か する情 つ最 いする青 報 新 また、 等は、 0) 内

せ代

朔示 どの どを明 時は、間、 ŋ 職者等の個人情報を適切に 内 事業者等指針を踏まえ、職業安定法に基づく職業 扱うこと。 固 数固 定 安定法に基づく と金額等の計算方法 定残業代に関する労 示すること。

取求紹

## 学業との 両立 の

考慮 えていくとよいでしょう。 すい働き方を労働者と一 するなどの配慮をし、 との両立も 学 生 学生の試 して、 アル シフトを柔軟に 験 重 バ イト 期間や授業時 要な点です。 0) 両立 緒に しゃ 調整 間 考 を 業

り、 ので、注意が必要です。離職につながることもあります 7 面 労 勤 働時間の要求は、 一方的なシフト変更や過 結果として、 務ができなくなることや、 支障をきたす可能 長期間に渡 学業や体調変更や過度な 性があ 9

## 賃金の支払い • 最低賃 金

3

ています。 について次の原 労働 基準 法では、 則 が定 賃 金 んめられ 0) 支 払

容 ح 残業代を採用 L な す

3月号

んる場

働合

な

- (3) (2) (1)又払う。直接労働 者 に支払う。
- 支払う。 月1回 以 Ļ 定 0) 期 H

にこのような状況を女子 につながることがあったことか につながることがあったことか につながることがあったことか ら、このような状況を女子 ら、このような状況を女子 ら、このような状況を女子 ら、このような状況を女子 ら、このような状況を女子 ら、このような状況を女子 ら、このような状況を女子 ら、このような状況を女子 ら、このような状況を女子 定が明 るため年 が 年 ま 十者の賃金なた、親権が 明 明記されました。めに、労働基準法にこの規年者の労働環境を向上させ **金を代って受け取**権者・後見人は、 取 っ未

が さら 0) のります。 支払 在地 適切な賃金を支払う必 いは 切な賃金を支払う必要地ごとの最低賃金を確いは違法となりますの、最低賃金を下回る賃

## 時間外 白 • 深夜労働

に間 はより・ 取休 ŋ 日 扱 扱いが異なる点・深夜労働も、

あ 少 時間外や休息のった場合につい - 1 一、深夜に坐や休日、深夜に坐 っても、 は、 よる 原本 就 業 労 8

> 講 働のが すること ŋ ができま、 じていきましょう。の相談等により適同 法時 運 令の 間 用 談等により適切 こや、労働基準的取り扱いを検索 などの つせ  $\epsilon \sqrt{}$ 7 ンキー ウー わ な 監 索 せ …督署等 ・確認 ・ドによ 対 応 間 を

より 用管理を行うための 省)も参照しながら運用 合 くことが望まれ (令和4 は、お 就業する労働者の適切な雇 お、シフト 「いわゆる「シフト制」に 年1月7日 ます。 -制を採 留意事項 厚 用 用してい 子生労働 でする場

## 年次有給休暇の付

▲労働 ・対争 ・対争 ・対学・ ・対学・ ・対学する必要がありませ ・対与する必要がありませ 生じます。具体的には、雇入年次有給休暇を請求する権利っても、一定の条件を満たせアルバイト・非正規従業員で 9 T **奴の年次有給休暇** 削以上出勤した場 続勤 務 Ļ

できませ

ん。解雇には

が必要であ

少なくとも

支払いる

日分以

企

業が一方的に

解雇

な労働 正 者は労災保険の適用 社 員 、アル 務 中 バイトを問 ゃ 通 勤 中 対象と わ 0) 事

> 行主か故 補ケ 労償 務 ガ が災がに あ保受 9 除のついて ŋ ま 運れは 用ま です。 労災 適 切事保 に業険

## 退

生 談しやすい職場環境を いな心がけ、退耶/ いを心がけ、退耶/ 頃ラ ブ ĺ が 起こりやす を ユニケーショッいため、日 をつ 11 いても い相

行わないよう注意が必要です。りますので、強引な引き止めをいった対応はトラブルの元になつけるまで退職は認めない」とあった際に、「代わりの者を見あった際に、「代わりの者を見あった際に、「代わりの者を見る」と 行り いつあ また、 アルバイトであっても、 ラなくとも30 虚することは

6 n 7 ま す。

メニューに加えておくとよいで場の機密情報の取り扱いも研修他者との接し方、個人情報・職の取り扱いも研修のの職場情報掲載が社会問題と ながら育成をしていきましょう。定態に応じて必要なことを教えを態に応じて必要なことを教えられ、メールの作成など職場の告・連絡・相談、接客や電話の への職場情報掲載が社会問題と近年はハラスメントやSNS しょう。 来ることも 一礎を身 めます。 つ る など職場 など職場 と 場話報に

が望まれます。応じて成長を支 ますので で、 長を支援 習 個々の対 能個 していくこと 力や適性に 人差 が あ ŋ

る際には、緊急時の退避・避場のます。戦場の施設を案内を指置について教育する必要職場の妄全衛生ルールや災害で、労働安全衛生法に基づとの視点に基づく研修も重要の視点に基づく研修も重要 また、 職場の b 安全・ 法に基づき、 **心設を案内する必要がする必要が** 9 7 健 13 康 一要 き 避 で 理

### 〈国民年金〉 保険料の特例免除(失業時)

国民年金制度では、保険料を納めることが経済的に困難な場合の免除制度・納付猶予制度が設けられています。保険料免除は、前年所得などに応じた免除制度のほか、前年所得にかかわらず適用される免除制度もあり、今回お伝えする失業等による特例免除・納付猶予は、失業者の前年の所得にかかわらず免除を受けられる特例です。

失業・倒産・事業の廃止などの事実を確認できたときに対象となるもので、この特例を受けるときは、失業等の事実を確認できる次の書類が必要です。

- ① 雇用保険の被保険者であった方
- ・ 勤務先から交付される「雇用保険被保 険者離職票」のコピー
- ・ ハローワークから交付される「雇用保 険受給資格者証」、「雇用保険受給資格通 知しのコピー など

② 事業の廃止(廃業)または休止の届出 を行っている方

厚生労働省が実施する総合支援資金貸付 の貸付決定通知書の写しおよびその申請時 の添付書類の写し

③ ①②の書類を用意できない場合

以下の書類も失業等の事実を確認できる 書類です。ただし、別途失業の状態にある ことの申し立てを書式にて行う必要があり ます。

- ・ 履歴事項全部証明書または閉鎖事項全 部証明書
- ・ 税務署等への異動届出書、個人事業の 開廃業等届出書または事業廃止届出書の 写し(税務署等の受付印のあるものに限 る)
- ・ 保健所への廃止届出書の控(受付印のあるものに限る)
- ・ その他、公的機関が交付する証明書等であって失業の事実が確認できる書類

申請は、電子申請又は市区町村・年金事 務所の窓口、郵送で行うことができます。

本」が引き下げられる予定です。 この「除外率」は、特定の業種 に、雇用率算定の基準となる従 に、雇用率算定の基準となる従 に、雇用率算定の基準とである 性組みです。

児に関する制度が一部変更さ 軽減令和7年4月以降、障害者雇 一部で開**書者雇用〉除外率の引下**に

用率算定におけ

る

られることとなりました。ら、除外率が段階的に引き下げる必要性が高まっていることか企業全体での障害者雇用を進め 組軽減される して いるとのなめが障害者の 種ごとの除 て 種 いは お指摘が ま した 害者 外率は厚 ることか 生労

#### 3月の労務 ピックアップ

## 時間外・休日労働 に関する協定(36協定)

新年度に向け3月~4月に時間外・休日 労働に関する協定(36協定)や就業規則を 提出するケースが多く、労働基準局におい ては窓口の混雑に対する注意喚起(控えの 到着に時間を要すること等)が行われるこ ともあります。早めに準備・提出を進めて おくとよいでしょう。

協定締結を行う際は、記載内容の見直しも併せて実施しておくことが望ましいです。時間外・休日労働の留意点を定めた指針において「時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめてください。」とされており、前年の時間外・休日労働の状態も踏まえよりでしょう。なお、令和6年4月以降働いでしょう。なお、令和6年4月以降働の設業・ドライバー・医師等の時間外労働の上限規制の適用があり、36協定の様式で手続きを進めていきましょう。